

3/1  
(木)~

## 保養センター営業時間の変更について

3月1日(木)から10月31日(水)まで、下記のとおり変更となりますので、お知らせします。

●営業時間 午後3時30分 ~ 午後9時00分 (11月~2月)

↓  
変更後 午後4時30分 ~ 午後9時30分 (3月~10月)



# 広報わつさむ お知らせ版

2018. 2. 20

No. 224

入浴料金 (変更無し)

- ・中学生以上 220円
- ・小学生以上 110円
- ・未就学児童 60円

※回数券 (中学生以上 11回券) 2,200円

※サウナは土日祝日に利用できます。

■詳しくは住民課環境衛生係まで(TEL32-2422)

3/3  
(土)

## 第60回 町民スキー大会の開催について

町民スキー大会を開催します。隣町の剣淵町の方にも参加を呼び掛けています。たくさん景品を用意していますので、ご家族そろっての参加お待ちしております。

- 日 時 平成30年3月3日(土) 午前9時~
- 場 所 和寒東山スキー場
- 競技種目

①クロスカントリーの部

幼~小1・2組 500m 小3・4組 1,000m  
小5・6、中学組 2,000m、高校一般 1,500m

②アルペンの部 (大回転の部、スノーボードの部)



受付	8:40~9:00
開会式	9:00~9:15
距離競技	9:30~10:00
アルペン競技	10:15~11:00
レクリエーション大会	11:15~11:45
表彰式	11:45~12:00

- クラス ①幼児組(男女混合) ②小学1・2年組(男女別)  
③小学3・4年組(男女別) ④小学5・6年組(男女別)  
⑤中学生組(男女別) ⑥高校生以上(男女別)

スレッド(そり)  
リレー同時開催  
10:00~11:45



参加申し込みは2月26日(月)まで教育委員会(TEL32-2477)へお申してください。

■詳しくは教育委員会スポーツ振興係まで(TEL32-2477)

3/11  
(日)

## 第3回女性セミナー『呼吸の時間と身体操作』

昨年の人気講座を、今年も開催します。第3回セミナー講師に 中居 栄幸 さんをお招きし、筋肉ではなく骨を使った体に負担のない動きを教えてください。皆さんぜひお誘いあわせの上ご参加ください。なお、女性セミナー参加・登録希望者は事前に教育委員会までご連絡ください。

- 日 時 3月11日(日) 午後1時00分~午後3時30分頃まで
- 場 所 公民館恵み野ホール 2F 大会議室(人数によりホール)
- 登録資格 女性(年齢問いません)

※事前に回覧配布したセミナーカレンダーから日付が変更されています。

【10日(土)→11日(日)】



■詳しくは教育委員会社会教育係まで(TEL32-2477)

## 奨学資金の貸付制度について

経済的理由などにより修学困難な生徒や学生を対象に、利子のかからない町奨学資金貸付制度があります。

返還期限内に和寒町に居住している方を対象に「ふるさと生活応援事業」として返還の減免制度もあります。

利用を希望される方は、教育委員会庶務学校教育係までご連絡ください。

### ◆奨学資金制度

【対象者】 和寒町に住所を有する方の子で、高等学校、専修学校、短大、専門学校、大学に在籍する生徒・学生

【貸与額】 高校生・専修生 月額 10,000 円  
短大またはこれに準ずる学生 月額 20,000 円  
大学生 月額 30,000 円

※更に貸与を必要と認める場合にあっては1万円以内の範囲で貸与することができます。

【償還期間】 高校生 5年以内  
専修生 2年以内  
短大またはこれに準ずる学生 7年以内  
大学生 10年以内

※償還は最終学年卒業後、1年据え置くことができます。

【申請書類】 ・奨学資金申請書 ・同一生計の親族全員の収入状況を証明する書類  
・在学する学校長の推薦書 ・合格通知の写し  
・成績証明書 ・連帯保証人の収入状況を証明する書類

【申込期間】 3月23日(金)

※申込みをご希望の方は、教育委員会庶務学校教育係までご連絡をお願いします。

※年度の途中でも随時受付しますので、ご利用ください。

### ◆ふるさと生活応援事業（平成27年度以降に卒業し返還を開始する方から対象）

①返還期限内に和寒町に居住している方に対し、貸付額の1/2を減免

②医師免許取得者で返還期限内に和寒町に住所を有し、居住している方、また和寒町にある事業所で常勤の医師として就労している方に対し、貸付額を全額減免

■詳しくは教育委員会庶務学校教育係まで(TEL32-2477)

## LED街灯の試験設置をおこないます

LED街灯の試験設置を、2月中旬から3月下旬まで実施します。

大通りの北側(右図の方形で囲まれた範囲)の7灯が、LED照明に交換されます。

LED街灯についてのご意見やお気づきになった点がありましたら、和寒町役場総務課(TEL32-2421)までご連絡ください。



■詳しくは総務課生活安全係まで(TEL32-2421)

## 子宮・乳がん検診無料クーポン券をご活用ください

対象の方に配布している子宮、乳がん検診無料クーポン券の有効期限は3月31日までです。がんは、早期発見が大切です。定期的ながん検診を受けましょう。

- 検診場所 北海道対がん協会 旭川がん検診センター
- 対象者 20歳以上の女性
- 自己負担額 無料
- 検診機関の受付時間  
月～金曜日 午前8時30分～11時  
午後1時～2時  
第1・3土曜日 午前8時30分～11時  
3月25日(日) 午前8時～10時
- 予約方法  
希望される受診日の1週間前までに保健福祉センター(☎32-2000)へご予約ください。



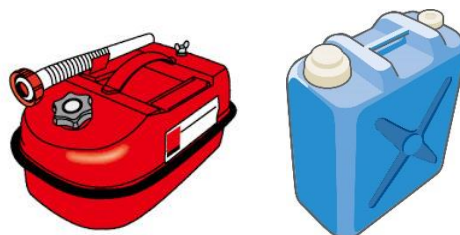
■詳しくは保健福祉課保健係まで(TEL32-2000)

## 危険物の取り扱いについて

私たちが身近に接する機会の多いガソリンや灯油・軽油は『危険物』として消防法で定められています。とても便利なものですが、貯蔵・取り扱い方法を間違えると大変危険なものになります。貯蔵・取り扱いには十分注意しましょう。

### ◎危険物を入れる容器

- ガソリンをポリ容器に入れることは非常に危険です。  
必ず専用の金属製容器を使用してください。
- 軽油・灯油についても、性能試験をクリアした表示のある専用のポリ容器、又は金属製容器を使用してください。



### ◎運搬時の注意点

- 運搬する容器のふたは確実に固く閉めてください。エレファントノズル(蛇腹状ノズル)をつけたまま運搬しないでください。
- 運搬する容器の収納口を上方に向けて、落下・転倒・破損しないよう積載してください。
- 漏えい・飛散・あふれに注意してください。
- 容器の外部に品名・数量・注意事項(火気厳禁等)を表示してください。



危険物の買ひだめは火災の危険性が高まりますので、極力控えてください!

■詳しくは消防署和寒支署まで(TEL32-2119)

## ご存じですか? 「無期転換ルール」

### 《無期転換ルールとは》

平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたとき(平成30年4月以降)は、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。

制度の詳細は北海道労働局雇用環境・均等部指導課までお問い合わせください。

■詳しくは北海道労働局雇用環境・均等部指導課まで(TEL011-709-2715)

## 確定申告受付中です

確定申告書には 個人番号の記載 と 本人確認書類の写しの添付 が必要となります。

- 日 時 2月16日(金)～3月14日(水)
- 場 所 町民センター1階 子供会室
- 本人確認書類

◇個人番号カードをお持ちの方  
個人番号カードの写しをお持ちください。  
ご自宅等から e-Tax で送信すると、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要となります。



◇個人番号カードをお持ちではない方  
番号確認及び身元確認ができる書類の写しをお持ちください

番号確認書類	+	身元確認書類
<p>《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知カード</li> <li>・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるもの) などうちのいずれか1つ</li> </ul>		<p>《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・パスポート</li> <li>・身体障害者手帳 などのうちのいずれか1つ</li> </ul>

◇印鑑、源泉徴収票、各控除証明書等、確定申告に必要なものをご持参のうえ、ご来場ください。

●その他 (今年から変更になりました)

今年の申告より、税務署から申告書の用紙が届いていない場合があります。申告書用紙・収支内訳書等の用紙は役場に用意してありますので、申告会場までお越しください。

■詳しくは住民課税務係まで(TEL32-2422)

## 生ごみの出し方について (注意！)

日頃より町民の皆様にご理解とご協力をいただいておりますが、生ごみを出される際、次のルールを厳守していただきますようお願いいたします。

- 生ごみの処理は有料となっており、写真の「生ごみ専用袋」(有料)以外のものに入れたり、生ごみをそのまま出さないようにしてください。
- 生ごみ以外のもの(ティーバッグ等も含む)を混ぜないようにしてください。

※生ごみを出すときは、指定された生ごみ袋に名前を必ず書き、毎週月・木曜日の朝8時までに出してください。



■詳しくは住民課環境衛生係まで(TEL32-2422)